

社会福祉法人 津山社会福祉事業会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～ 令和 9年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準にする。

男性職員・・・取得率を50%以上にする

女性職員・・・取得率を100%にする

<対策>

- 令和5年度 福利厚生制度概要版（令和4年度作成）を全職員に周知する。
特に男性職員に対する育児休業の周知・理解について、施設長から働きかけを行うようにする。
- 令和6年度 年次有給休暇、育児休業取得の実績を職員に公表

目標2：職員一人あたりの所定外労働時間を月平均1.5時間以内とする。

<対策>

- 令和5年度 個人ごとの超過勤務時間数の状況を施設長会で共有
- 令和6年度 達成困難な場合は、繰り上げ・繰り下げ勤務制度など新たな取り組みを検討する。
- 令和8年度 （新制度運用）